平成２５年（フ）第２１５号
東京都新宿区高田馬場１丁目12―19
破産者　武浪　治夫
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１３号
仙台市宮城野区福室７丁目９番３号
破産者　テイオー電設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４９号
千葉県柏市豊四季710番地66
破産者　河合　正彦
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７７０号
東京都台東区上野１丁目９番２号
破産者　都光商事株式会社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２３４号
神奈川県横浜市港南区港南台７丁目23―36
破産者　五十嵐和夫
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７号
神奈川県小田原市北ノ窪278番地の17
破産者　有限会社大奈建設
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６５号
富山市水橋池田町207番地の３
破産者　八起運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７５号
愛知県豊橋市江島町97番６
破産者　株式会社イー・シー・プランニング
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５０４号
大阪市平野区加美西１丁目13番39号
破産者　株式会社メイビ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０１号
大阪府枚方市片鉾本町24番34号
破産者　有限会社川端
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４７号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目31番地
破産者　有限会社ふそう地所
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
岡山県津山市沼２番地の22
破産者　株式会社アレイ管材
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１７８号
徳島市川内町大松47番地12
破産者　医療法人木下医院
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
愛媛県四国中央市土居町上野558番地
破産者　株式会社住吉産業
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３６号
愛媛県新居浜市徳常町７番52号
破産者　有限会社ノムラ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７２号
岐阜県飛騨市神岡町船津1336番地、商業登記簿上の本店所在地岐阜県飛騨市神岡町船津1304番地
破産者　有限会社飛騨トラベルサービス
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
京都市南区吉祥院東前田町39番地
破産者　株式会社大長商店
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７０５号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目２番19号
破産者　池田　憲保
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９２号
札幌市豊平区月寒中央通３丁目３番14号　太田コーポＤ
破産者　三内　陽子（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部